

平成 28 年 9 月 2 日

平成 28 年台風第 10 号にかかる災害により被害を受けた方々への支援について

この度の平成 28 年台風第 10 号にかかる災害により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法適用市町村にお住まいのお客様に対し、お届出印鑑の喪失等の被害について、可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

【災害救助法適用市町村】

岩手県：盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、
下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、
九戸郡野田村及び二戸郡一戸町内

北海道：帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、
河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、
河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、
広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、
中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町内

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、各本支店またはいちよしダイレクト
<フリーダイヤル 0120-039-144> までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以 上